

条例が制定されたら（A 分科会 議会）

条文	内容	現状	条例制定後
19 条	議員間の討議	議員間での討議が不十分	活発な討議で、議案の提出も期待される
20 条	議会主催の公聴会を開く	公聴会は開催されていない	市民が参加し、意見が反映される
21 条	議会議事録の早期公開	議会閉会后 3 か月	議会閉会后 30 日
22 条	全ての会議、委員会の各議員の賛否の公開	各議員の賛否は非公開	各議員の考え方が明確になり、議員選挙の投票の際に参考になる
23 条	議会の公開手法の多様化	議会の傍聴、議事録	ネット中継の採用で、タイムリーに議会活動が理解できるようになる
24 条	議会主催の報告会	報告会は開催されていない	市民が直接議会の審議状況を確認でき、意見が言える

条例が制定されたら（B 分科会 行政）

- ・ 行政はこれまでのテリトリーを囲い込む傾向がある。担い手が自分たちだけではないということに気づくべき。
- ・ 行政が人員を減らされる中で、外注できる部分は外注してもいいのではないか。発想の転換が必要。例えば、生活保護のソーシャルワーカーについても、個人情報との関係もあるが、行政職員にエキスパートがいなければ、外注するのも一つの方法。
- ・ 縦割り行政の是正が必要。
- ・ 市民の側も変わらないといけない。

・行政はプロであり、自分たちでやろうとする。しかし、市民の意見を聞いて、お互いが情報を共有し、協働するようになれば、どう変えていけるか。

条例が制定されたら（C分科会 地域自治・市民）

- ・少子高齢化、成熟社会がポイント。
- ・地域の人々が主体となり、自立の精神を持ってまちづくりに参加・協働する必要がある。
- ・キーワードは参加、協働、情報の共有。
- ・地域協議会については、これまで地域のまちづくりについての話をする機会、場がなかった。
- ・例えば、道路について。これまでは結果が出た段階で市民の意見を聞いていたが、今後はいろいろな市民の意見を聞き、市民参加の上で、なぜその道路をつくるのかという情報を共有しながら進めていく必要がある。
- ・自治会について。会長が長くても2年任期であり、後継者を育成できていないという課題がある。
- ・中心市街地について。現状は市民参加できていない。地域協議会を活用し、市民の意見を聞きながら、まちの活性化について話し合われるべき。現状ではそのような機会がなく、場が提供されていない。
- ・防犯について。警察は問題が起きてからでないと動かない。未然に防ぐためには、地域や警察、行政、PTAなどが連携する必要がある。保護者も含めた防犯マップの作成などが必要。そのためにはルールがないと前に進まない。
- ・高齢化対策について。自治会だけでも、行政だけでも進められない。地域も含めて参加する必要がある。それが見守りのバックボーンになる。